

令和4年度 公文書開示状況（7月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4. 6. 20	R4. 7. 1	(1) 土地売買及び抵当権設定契約書 (2) 昭和61年7月22日付61港開業第175号「抵当権抹消登記手続きの依頼について」	39		1													<ul style="list-style-type: none"> ・ 印影 東京都情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 犯罪の予防など公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・ 売買価格及び売買価格に関わる金額 東京都情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 都の事業に関する情報であり、公にすることにより、今後の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・ (2) の印鑑登録証明書の性別及び生年月日 東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 	港湾局 臨海開発部 誘致促進課
2	R4. 7. 5	R4. 7. 19	調布飛行場登録申請書兼使用航空機届出書及び別紙航空機一覧表 上記書類として下記国籍登録記号を含むもののみ。 JA3995 JA4176	3		1													氏名・住所・電話番号の部分は、東京都情報公開条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。 印影の部分は、東京都情報公開条例第7条第4号に該当し、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 離島港湾部 調布飛行場管理事務所
3	R4. 7. 7	R4. 7. 21	令和3年度新海面処分場Dブロック西側護岸遮水・裏埋工事	6	1														港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課	